

議案第23号 小松島市営住宅条例の一部を改正する条例について

《改正の趣旨》

令和2年度より民法の一部改正が施行され、民事法定利率が変動制に改められることに伴い、民法に準拠する本条例の不正入居者に対する明渡し時の利息の適用利率につき、所要の改正を行うもの。

小松島市営住宅条例(平成9年小松島市条例第14号)新旧対照表

| 現行 | 改正後（案） | 備考 |
|---|---|----|
| <p>(住宅の明渡請求)</p> <p>第42条 市長は、入居者が次の各号の一に該当する場合において、当該入居者に対し、当該市営住宅の明渡しを請求することができる。</p> <p>(1) 不正の行為によって入居したとき。</p> <p>(2)~(7) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 市長は、第1項第1号の規定に該当することにより同項の請求を行ったときは、当該請求を受けた者に対して、入居した日から請求の日までの期間については、近傍同種の住宅の家賃の額とそれまでに支払を受けた家賃の額との差額に<u>年5分の割合</u>による支払期後の利息を付した額の金銭を、請求日の翌日から当該市営住宅の明渡しを行う日までの期間については、毎月、近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額以下の金銭を徴収することができる。</p> <p>4~6 (略)</p> | <p>(住宅の明渡請求)</p> <p>第42条 市長は、入居者が次の各号の一に該当する場合において、当該入居者に対し、当該市営住宅の明渡しを請求することができる。</p> <p>(1) 不正の行為によって入居したとき。</p> <p>(2)~(7) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 市長は、第1項第1号の規定に該当することにより同項の請求を行ったときは、当該請求を受けた者に対して、入居した日から請求の日までの期間については、近傍同種の住宅の家賃の額とそれまでに支払を受けた家賃の額との差額に<u>法定利率</u>による支払期後の利息を付した額の金銭を、請求日の翌日から当該市営住宅の明渡しを行う日までの期間については、毎月、近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額以下の金銭を徴収することができる。</p> <p>4~6 (略)</p> | 改正 |